

林建・異業種連携促進対策事業実施要領

第1 通則

1 目的

この要領は、林建・異業種連携促進対策事業（以下「事業」という。）を推進するに当たり、その適正な執行を期すために、必要な事項について定める。

2 関係法規

事業の実施については、林建・異業種連携雇用創出促進対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容等

要項における連携会議の検討事項、補助対象経費の区分及び事業実施主体については、別表のとおりとする。

なお、事業実施主体となる森林組合等は、要項別表の事業内容のうち（1）及び（3）のメニューについては、必須として取り組むものとする。

第3 事業の計画

1 事業実施計画の作成

（1）要項第3条の規定に基づく事業実施計画書（以下「事業実施計画」という。）は、別記第1号様式によるものとする。

（2）森林組合等は、事業実施計画の作成に当たっては、要綱第3の1に基づく事業計画との調和を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

（1）森林組合等は、要項第3条に定める別記第1号様式により、事業実施計画の承認申請書を事業実施主体が所在する所管の広域本部長（ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては上益城地域振興局長とする。以下「本部長等」という。）を経由して知事に提出するものとする。

（2）知事は、要項第4条の規定に基づく承認を、別記第2号様式により通知するものとする。

（3）本部長等は、承認された計画書の写しを関係市町村長に通知するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施計画の変更については、前2項の規定を準用するものとする。

第4 事業の実施に伴う手続

1 事業の実施

事業は、要項第3条による承認を受けた事業実施計画に基づいて実施するものとする。なお、事業実施計画に基づいて実施する連携会議、研修等に当たっては、各取組の効果が最大限発揮できる時期等を考慮して取り組むものとする。

2 補助金の交付申請

（1）森林組合等は、事業実施計画に基づき、要項第6条に定める補助金等の交付申請書を作成し、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

（2）要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

（3）規則第3条第1項第3号及び要項第6条第1項に定める補助事業等の内容及び経費の配分については、別記第3号様式によるものとする。

3 補助金の変更交付申請

要項第8条第2項に定める事業変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づいて行うものとし、着手した場合は事業着手届(別記第4号様式)を本部長等に提出するものとする。
- (2) 要項第9条の規定に基づく補助金交付決定前着手承認申請書は、別記第5号様式によるものとし、本部長等を経由して知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、(2)により提出された承認申請書について、適当と認める場合、それを承認し別記第6号様式により通知する。

5 会計経理

補助対象事業費の経理は、費目ごとに整理し、他の経理と区分して行うものとする。
なお、補助対象事業費を含む全事業費を一括して経理する場合においては、補助対象事業費を明確に記載することとする。

第5 事業の状況報告

規則第11条及び要項第12条の規定による状況報告書には、別記第7号様式を添付するものとする。

第6 事業の完了に伴う手続

1 完了届

森林組合等は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届(別記第8号様式)を本部長等に提出するものとする。

2 県の確認検査

本部長等は、前項の事業完了届の提出があったときは、補助事業の適否について完了検査を行うものとする。検査については、補助金が適正に執行されているか、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業確認検査要領に基づき行うものとする。

第7 事業実績の報告

森林組合等は、要項第13条に定める実績報告書を作成の上本部長等に提出するものとし、本部長等は、実績報告書に確認検査調書(別記第9号様式)の写しを添付して、知事に提出するものとする。

要項第13条第2項に定める事業実績書は、別記第1号様式を準用するものとする。

第8 補助金等の請求

規則第16条及び要項第15条第2項の規定による補助金等の概算払請求には、出来高調書(別記第10号様式)を添付するものとする。

第9 事業の推進体制

県は、市町村森林整備計画樹立者及び基礎自治体である市町村との円滑な連携の下に、この事業の推進を図るものとする。

附則

- 1 この要領は、令和元年6月5日から施行する。
- 2 熊本県林業・建設業等連携促進対策事業実施要領(平成28年10月24日施行)は廃止する。
- 3 この要領は、令和3年4月22日から施行する。

別 表

事業内容	補助対象経費	事業実施主体
<p>要項別表のとおりとする。 なお、(1)連携会議での主な検討事項は、以下のとおりとする。 林業と建設業等異業種間の相互理解 林業参入に向けた連携のあり方の検討 連携事業の拡大と人材育成等の検討 地域経済活性化への連携した取組の検討 また、連携会議は、連携する建設業等異業種、県森林組合連合会、市町村、県等関係者により実施するものとする(連携している当事者間のみの実施は不可)。</p>	<p>要項別表のとおりとする。 なお、事業内容(1)・(2)の経費の区分は謝金、技術者給、賃金、旅費、需用費、役員費、使用料、賃借料とし、(3)については、研修を受講させるために連携する異業種事業体が負担した旅費のみとする。</p> <p>(注)旅費の算定については、連携する森林組合等の旅費に関する規定の定めるところによる。</p>	<p>要項別表のとおりとする。 ただし、林建・異業種連携雇用創出促進対策事業において知事から事業計画の承認を受けた森林組合等に限る。</p>

年度(年度) 林建・異業種連携促進対策事業
(変更)事業実施計画書(実績書)

補助事業者名

【消費税納付の状況】

- () 免税事業者
- () 簡易課税制度を選択適用している納税事業者
- () 本則課税制度を選択適用している納税事業者

1 林業・建設業等異業種連携会議の設置

(1) 連携会議名:
(2) 構成員名簿
(3) 連携会議開催回数: 回
(4) 検討事項
(5) その他活動

2 山のしごとづくりの推進

(1) 連携者数: 社
(2) 作業区域の明確化: 箇所 ha
(3) 現場指導の実施: 箇所 回

3 建設業等異業種の林業実践技能の向上について

(1) 連携する建設業等異業種の林業実践技能向上のための基本方針
(2) 研修会の回数: 回(人数: 人)

4 経費内訳

区 分	事業費(円)	積算内訳
(1) 連携会議の設置		
技術者給		
賃金		
旅費		
需用費		
役務費		
使用料及び賃借料		
謝金		
小 計	0	
(2) 山のしごとづくりの推進		
技術者給		
賃金		
旅費		
需用費		
役務費		
使用料及び賃借料		
謝金		
小 計	0	
(3) 建設業等異業種の林業実践技能の向上		
研修助成費(旅費)		
小 計	0	
合 計	0	

別記第2号様式(第3の2の(2)関係)

第 号
年 月 日

(申請者名)

熊本県知事

印

年度(年度)林建・異業種連携促進対策事業計画(変更)承認通知書
年(年) 月 日付け 第 号で承認申請のあったこのことについて、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第4条第1項の規定により、事業実施計画を承認したので、通知します。

別記第4号様式（第4の4の（1）関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様
住所
(補助事業者)
氏 名

年度(年度)林建・異業種連携促進対策事業着手届
年(年) 月 日付け林振第 号で補助金交付決定のあった 年度
(年度)林建・異業種連携促進対策事業について、下記のとおり着手しましたので林
建・異業種連携促進対策事業実施要領第4の4の（1）の規定により提出します。

記

事業内容	事業費 (円)	着手年月日 完了予定年月日	備考
<p>(1) 林業・建設業等異業種連携会議 開催回数：</p> <p>(2) 山のしごとづくりの推進 連携者数： 社 作業区域の明確化 箇所数： 面積： 現場指導の実施 箇所数： 回数：</p> <p>(3) 建設業等異業種の林業実践技能の 向上 研修会の回数： (人数 人)</p> <p>取り組む事業内容について記載</p>		<p>年 月 日 年 月 日</p>	

別記第5号様式（第4の4の（2）関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様
住所
(申請者)
氏 名

年度(年度) 林建・異業種連携促進対策事業補助金交付決定前着手
承認申請書

このことについて、年度(年度)の事業実施計画に基づき、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条の規定により申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

事業内容	事業費 (円)	着手予定年月日 完了予定年月日	備考
(1) 林業・建設業等異業種連携会議 開催回数： (2) 山のしごとづくりの推進 連携者数： 社 作業区域の明確化 箇所数： 面積： 現場指導の実施 箇所数： 回数： (3) 建設業等異業種の林業実践技能の 向上 研修会の回数： (人数 人) 取り組む事業内容について記載		年 月 日 年 月 日	

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これの損失は事業主体が負担する。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、補助申請額又は補助申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

別記第6号様式(第4の4の(3)関係)

第 号
年 月 日

(申請者名)

熊本県知事

印

年度(年度)林建・異業種連携促進対策事業補助金交付決定前着手
承認通知書

年(年) 月 日付け 第 号で承認申請のあったこのことについて、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条の規定により、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、この損失は事業主体が負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、補助申請額又は補助申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

以上

熊本県知事 様
住所
(補助事業者)
氏 名

年度(年度)林建・異業種連携促進対策事業完了届
年(年) 月 日付け林振第 号で補助金交付決定のあった 年度
(年度)林建・異業種連携促進対策事業について、下記のとおり完了しましたので林
建・異業種連携促進対策事業実施要領第6の1の規定により提出します。

記

1 完了の内容

事業内容	事業費 (円)	着手年月日 完了年月日	備考
(1) 林業・建設業等異業種連携会議 開催回数： (2) 山のしごとづくりの推進 連携者数： 社 作業区域の明確化 箇所数： 面積： 現場指導の実施 箇所数： 回数： (3) 建設業等異業種の林業実践技能の 向上 研修会の回数： (人数 人) 取り組んだ事業内容について記載		年 月 日 年 月 日	

2 添付資料

- (1) 連携会議における資料及び会議録（開催回数分）
- (2) 作業区域の明確化、現場指導の状況がわかる資料（図面、写真等）
- (3) 建設業等異業種の林業技能研修の状況写真

確 認 検 査 調 書

事 業 名	年度(年度) 林建・異業種連携促進対策事業
事 業 実 施 主 体	
事 業 費 (補 助 金 額)	円 ()円
交 付 申 請 年 月 日	年(年) 月 日
交 付 決 定 年 月 日	年(年) 月 日
交 付 決 定 番 号	
事 業 着 手 年 月 日	年(年) 月 日
事 業 完 了 年 月 日	年(年) 月 日
完 了 検 査 年 月 日	年(年) 月 日
検 査 立 会 人	
<p>検査所見</p> <p>上記事業を検査した結果、関係規則に照らし適正に実施されていると認められます。</p> <p style="text-align: center;">年(年) 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">検査員 職・氏名(署名又は記名押印)</p> <p>熊本県知事 様</p>	

